

**令和6年度「カルチャープレナーの創造活動促進事業
(カルチャープレナー等の交流・コミュニティ創出)」企画運営業務 仕様書**

1 委託業務の名称

「カルチャープレナーの創造活動促進事業（カルチャープレナー等の交流・コミュニティ創出）」企画運営業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施する内容等について最低限の基準を定めたものであり、実際の委託契約締結時には、受託者の提案を踏まえ変更する場合がある。

4 事業の趣旨・目的

京都市では、京都の強みである文化力を最大限に活かし、文化と経済の好循環の創出に向けた「京都アート・エコシステム」に取り組んでいる。

国においても、文化と経済の好循環の創出に向けた新たな政策展開が図られ、海外でも、文化芸術に投資する事例が生まれるなど、国内外で文化芸術の本質的価値に加え、社会的・経済的価値を重視した施策が展開されている。

こうした中、自分たちの文化、価値観などへの愛着等をエネルギーの起点に、共感者を増やし、文化的遺伝子を残していくことを意図して事業を成立させている人が、「カルチャープレナー（文化起業家）」として注目されている。

本事業は、カルチャープレナーが創造する価値の新しい評価軸や社会的インパクトを京都から提唱し、文化芸術に投資する新たな潮流を生み出すとともに、京都が「カルチャープレナーの聖地」としての認知を得るため、カルチャープレナーをはじめとする創造的な人々が交流、集積するコミュニティの創出を目指すものである。

5 委託業務の内容

以下に掲げる「カルチャープレナーの創造活動促進事業（カルチャープレナー等の交流・コミュニティ創出）」の企画運営業務を委託する。

(1) 事業の全体設計

カルチャープレナーをはじめとする創造的な人々の交流、集積という本事業の趣旨・目的を踏まえ、ダイアログやネットワーキング等の実施を通じたコミュニティの創出及びカルチャープレナーの京都での活動促進に向けて、事業全体の設計を行うこと。なお、事業設計に当たっては、次の点に留意すること。

ア カルチャープレナーをはじめとする多様な分野のクリエイティブな人々や、カルチャープレナーの活動に関心を持つ支援機関・地域企業等が集まり、分野を超えた交流が生まれ、新たなコミュニティ形成につながるものとする。

イ カルチャープレナーの概念等については、本市が実施する「カルチャープレナーワード」の結果や内容等も踏まえること。

ウ 中長期的にコミュニティが活性化することを見据えて検討すること。

オ 協賛金や寄付金の獲得など、今後の事業財源の確保策も視野に入れて検討すること。

(2) イベントの企画運営

ア 内容

京都にゆかりのあるカルチャープレナーを中心とする多様な分野のクリエイティブな人々や、カルチャープレナーの活動に関心を持つ支援機関や地域企業等が一堂に集まり、今後の京都におけるコミュニティ創出につながるイベントの企画運営を行う。

イ 開催時期

3月下旬

ウ 会場

京都市内の施設等

(3) カルチャープレナー等の定着・活動促進

中長期的に全国のカルチャープレナー等が京都との関わりを深め、京都の地域コミュニティに積極的に接続するなど、その活動を促進するための方策を企画し実施する。

(4) 広報・情報発信

SNS、ウェブサイト等を活用し、活動内容について発信する。なお、ウェブサイト等の更新や配信内容は、京都市と協議のうえ、制作する。

(5) 独自提案した取組の実施

受託者は、上記の委託業務の内容以外に本事業の目的の達成に資する提案や独自の企画など、より効果的な取組とするために必要と考えられることを提案し、実施すること。

6 報告書

次に掲げる資料について、委託業務完了後速やかに作成し、電子データで京都市に提出すること。

(1) 業務完了報告書

(2) 当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料

7 支払手続

(1) 委託業務完了後、京都市において上記「6 報告書」の内容等に基づき履行を確認したうえで、受託者の請求により支払う。

(2) 受託者は委託業務に要した経費を報告し、契約締結時の見積金額との差額（剰余）が生じる場合は、変更契約を締結し、契約金額の減額を行うこと。

8 留意点

- (1) 本業務で履行した内容は、すべて本市に帰属するものとする。受託者は成果品を本市の承諾なく他に公表し、貸与し、又は使用させてはならない。ただし、受託者の知的財産を活用した成果の取扱いについては契約書で定めるものとする。
- (2) 受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他「京都市個人情報保護条例」、「京都市情報セキュリティ対策基準」等の関連法令を遵守し、個人情報の保護に努めること。また、本事業の実施に係る責任者を配置すること。
- (3) 受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (4) 業務遂行に当たっては、本市と綿密な情報交換を行うとともに、本仕様書に定めのない事項については、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課の指示に従うこと。
- (5) 本業務の全部または主たる業務の一部を第三者に委任してはならない。なお、本業務の一部を第三者に委任する場合は、本市に書面により申請し、承認を得ること。